

令和6年度薩摩川内市環境物品等調達方針

1 目的

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「**グリーン購入法**」という。）第10条の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「**調達方針**」という。）を定め、環境物品等の調達を推進することにより、市の事務事業に伴う環境負荷の低減を図り、市民・事業者における環境物品等の調達を促進し、もって環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

2 用語の定義

(1) グリーン購入

「**グリーン購入**」とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境への負荷が少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先的に購入することをいう。

(2) 環境物品等

「**環境物品等**」とは、グリーン購入法第2条第1項に規定する環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務をいう。

(3) 特定調達品目

「**特定調達品目**」とは、重点的にグリーン購入を推進すべき環境物品等の種類をいう。

(4) 調達基準

「**調達基準**」とは、本方針において特定調達物品等と判断する物品等の基準をいう。

(5) 特定調達物品等

「**特定調達物品等**」とは、特定調達品目ごとにその調達基準を満たすものをいう。

3 調達の基本的な考え方

(1) 適用の範囲

この調達方針の適用の範囲は、市長部局、教育委員会（学校等を含む。）、議会その他各種委員会等すべての機関とする。

(2) 調達に当たっての考え方

- ア 現在使用中の物品等については、修理等により可能な限り長期使用に努める。
- イ 必要性及び必要量を十分検討し、調達総量の抑制に努める。
- ウ 環境や人の健康に有害な物質の使用や排出が削減されていること。
- エ 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- オ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- カ 長期使用、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）が可能であること。
- キ 再生された原材料や部品を多く用いていること。
- ク 包装が過剰でなく、廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

4 対象物品等

本市が調達するすべての物品及び役務を対象とする。（リース、レンタルを含む。）

また、重点的にグリーン購入を推進する特定調達品目及びその調達基準は「別紙 令和6年度特定調達品目、調達基準及び調達目標一覧」のとおりとする。

5 調達方法

- (1) 特定調達品目を調達する場合は、原則として、次の「表 既存の環境ラベル等」の製品（以下「**環境ラベル製品**」という。）を調達することとし、環境ラベル製品の調達が困難な場合は、「別紙 令和6年度 特定調達品目、調達基準及び調達目標一覧」に掲げる特定調達品目ご

との調達基準に基づき調達する。

なお、各メーカーの商品カタログ等に「グリーン購入法適合」と表示されている商品は、本調達方針の調達基準に適合した物品等とする。

表 既存の環境ラベル等

 <p>「エコマーク」</p>	<p>製造・仕様・廃止に伴う環境への負荷が少ない商品や、環境改善効果のある商品につけられるもの。</p>
 <p>「国際スターロゴマーク」</p>	<p>日米相互認証のもとに、OA機器を対象に定められた省エネ基準をクリアした製品につけられるもの。</p>
 <p>「省エネ性マーク」(緑色)</p>	<p>家電製品のエネルギー消費効率が、国の省エネ基準を達成しているかどうかを表示しているもの。</p>
 <p>「低燃費基準達成者」ステッカー</p>	<p>国土交通省が「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領」に基づき認定した車両に表示されるマーク。 調達基準は、車両の区分ごとの燃費基準値を満たす車両。</p>
 <p>「低排出ガス車認定」ステッカー</p>	<p>国土交通省が「低排出ガス車認定実施要領」に基づき認定した車両に表示されるマーク。 調達基準は、車両の区分ごとの排出ガス基準に適合する車両。</p>

※ 具体的な調達方法については、内部情報システムのライブラリに登録してある「薩摩川内市役所グリーン購入マニュアル」及び「グリーン購入の調達者の手引き（環境省令和6年2月）」を参照のこと。

- (2) 特定調達品目を調達する場合において、品質や価格等から調達基準による調達が困難な場合は、調達基準以外の物品等を調達できることとする。
- (3) 特定調達品目以外の品目を調達する際も、できる限り環境ラベル製品等の調達に努めることとする。
- (4) 発注する事業の受注・受託事業者における物品等の調達には、できる限り本調達方針に沿ったグリーン購入に努めるよう協力を求めるものとする。

6 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

7 市民・事業者等への啓発及びグリーン購入の促進

本調達方針について、薩摩川内市のホームページに掲載するなどし、広く市民への啓発を行い、市民・事業者等における環境負荷の少ない物品の購入を促進する。